

平成 26 年 4 月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

4月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第 22 号	八戸市社会教育委員の委嘱について	1
議案第 23 号	八戸市文化財審議委員の委嘱について	3
議案第 24 号	八戸市史編纂委員会委員の委嘱について	5
議案第 25 号	八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第 26 号	八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する 条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	13

議案第22号

八戸市社会教育委員の委嘱について
八戸市社会教育委員に別紙の者を委嘱する。

平成26年4月23日 提出

八戸市教育委員会

委員長 武 輪 節 子

理 由

八戸市社会教育委員の任期満了に伴う後任の委員を委嘱するためのものである。

氏 名	所属・職業等
あぶらかわ いくこ 油川 育子	八戸市私立幼稚園協会
ふくだ ふみひろ 福田 文弘	八戸市小学校長会
ながさわ よしお 長澤 良雄	八戸市中学校長会
はしもと おさむ 橋本 修	八戸市連合父母と教師の会
きむら のりおき 木村 憲興	八戸市文化協会
うめない としや 梅内 利哉	社団法人八戸青年会議所
もりした しゅうせい 森下 秋晴	八戸市少年団体活動振興協議会
こすぎ まさひさ 小杉 雅永	八戸市子ども会育成連合会
いとう ゆり 伊藤 ゆり	八戸市地区公民館館長会
ひらま えみ 平間 恵美	特定非営利活動法人はちのへ未来ネット代表理事
でんどう じゅんこ 田頭 順子	保育園長
かわむら あきこ 川村 暁子	八戸市手をつなぐ育成会 副会長
いわさき みつひろ 岩崎 光宏	八戸市青葉湖展望交流施設 山の楽校 楽校長
いしむら きよし 石村 清	公 募
つしま とおる 對馬 徹	公 募

任期は、平成26年5月1日から平成28年4月30日までとする。

議案第23号

八戸市文化財審議委員の委嘱について
八戸市文化財審議委員に別紙の者を委嘱する。

平成26年4月23日 提出

八戸市教育委員会

委員長 武 輪 節 子

理 由

八戸市文化財審議委員の任期満了に伴う後任の委員を委嘱するためのものである。

氏 名	専門分野
うわの すえぞう 上野 末蔵	民 俗
うえだ さんぞう 上田 三蔵	民 俗
ほんだ としお 本田 敏雄	近代化遺産
たかはし あきら 高橋 晃	植 物
かすが のりお 春日 孝臣	民 俗
みうら ただし 三浦 忠司	近 世
すぎやま たけし 杉山 武	考 古
さいとう まさと 齋藤 政人	建 築
くまがい りゅうじ 熊谷 隆次	近 世
たきじり よしひで 滝尻 善英	民 俗

任期は、平成26年5月1日から平成28年4月30日までとする。

議案第24号

八戸市史編纂委員会委員の委嘱について
八戸市史編纂委員会委員に別紙の者を委嘱する。

平成26年4月23日 提出

八戸市教育委員会

委員長 武 輪 節 子

理 由

八戸市史編纂委員会委員の辞職に伴う後任の委員を委嘱するためのものである。

氏 名	所 属
やまのうち 山内 あやこ 文子	公募委員
つしま 對馬 とおる 徹	公募委員

任期は、平成26年5月1日から平成27年4月30日までとする。

議案第25号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

平成26年4月23日 提出

八戸市教育委員会

委員長 武 輪 節 子

理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償基礎額を引き上げるとともに、その他規定の整理をするためのものである。

議案第 号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改
正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 年 月 日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部
改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償基礎額を引き上げるとともに、
その他規定の整理をするためのものである。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部
を改正する条例

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和36年
八戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

「

別表中	5,660円	7,352円	8,670円	9,612円	10,411円	11,085円	を
	4,243円	4,926円	5,864円	6,853円	7,815円	8,509円	

」

「

5,943円	7,720円	9,400円	10,653円	11,538円	12,285円	に改め、同表の
5,020円	6,048円	6,880円	8,078円	8,998円	9,475円	

」

備考第2号(2)中「医師及び歯科医師にあっては、4年、薬剤師にあっては、5年」を「4年」
に改め、同号中(3)を削り、(4)を(3)とし、(5)を(4)とし、(6)を(5)とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、平成26年4月1日以後に支給すべき理由が生じた公務災害補償並
びに同日前に支給すべき理由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日
以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の
補償基礎額については、なお従前の例による。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

		改正後						改正前					
別表 (第2条関係)		補償基礎額表						補償基礎額表					
医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上	医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	5,943円	7,720円	9,400円	10,653円	11,538円	12,285円	学校医及び学校歯科医の補償基礎額	5,660円	7,352円	8,670円	9,612円	10,411円	11,085円
学校薬剤師の補償基礎額	5,020円	6,048円	6,880円	8,078円	8,998円	9,475円	学校薬剤師の補償基礎額	4,243円	4,926円	5,864円	6,853円	7,815円	8,509円
備考		<p>1 医師、歯科医師又は薬剤師（以下「医師等」という。）としての経験年数は、医師等の免許を取得した後のものとする。</p> <p>2 次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる年数を医師等としての経験年数に加えた年数を医師等としての経験年数とみなして、この表を適用するものとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）若しくは旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を卒業した後実地修練を経た者 1年</p> <p>(2) 学校教育法による大学院において博士の学位の授与を受けるに必要な能力を与えるための課程を修了した者 4年</p>						<p>1 医師、歯科医師又は薬剤師（以下「医師等」という。）としての経験年数は、医師等の免許を取得した後のものとする。</p> <p>2 次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる年数を医師等としての経験年数に加えた年数を医師等としての経験年数とみなして、この表を適用するものとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）若しくは旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を卒業した後実地修練を経た者 1年</p> <p>(2) 学校教育法による大学院において博士の学位の授与を受けるに必要な能力を与えるための課程を修了した者 4年</p>					

改正後	改正前
<p>師にあっては、5年</p> <p>(3) 旧大学令による大学院又は研究科の第2期若しくは後期の課程を修了した者 5年</p> <p>(4) 旧大学令による大学院又は研究科の前期の課程を修了した者 3年</p> <p>(5) 旧大学令による大学院又は研究科の第1期の課程を修了した者 2年</p> <p>3 次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる年数を医師等としての経験年数から減じた年数を医師等としての経験年数とみなして、この表を適用するものとする。</p> <p>(1) 旧専門学校令による専門学校で修業年限が5年のものを卒業した者 2年</p> <p>(2) 旧専門学校令による専門学校で修業年限が4年のものを卒業した者 医師及び歯科医師にあっては、3年、薬剤師にあっては、1年</p> <p>(3) 旧専門学校令による専門学校で修業年限が3年のものを卒業した者 歯科医師にあっては、4年、薬剤師にあっては 2年</p> <p>4 前2号に該当しない者については、文部科学大臣の定めるところにより、前2号に準じて医師等としての経験年数を加減するものとする。ただし、旧大学令による大学を卒業した後実地修練を経なかった者及びこれと同程度の者として文部科学大臣が指定する者については、この限りでない。</p>	<p>師にあっては、5年</p> <p>(3) 学校教育法による大学院において修士の学位の授与を受けるに必要な能力を与えるための課程を修了した者 2年</p> <p>(4) 旧大学令による大学院又は研究科の第2期若しくは後期の課程を修了した者 5年</p> <p>(5) 旧大学令による大学院又は研究科の前期の課程を修了した者 3年</p> <p>(6) 旧大学令による大学院又は研究科の第1期の課程を修了した者 2年</p> <p>3 次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる年数を医師等としての経験年数から減じた年数を医師等としての経験年数とみなして、この表を適用するものとする。</p> <p>(1) 旧専門学校令による専門学校で修業年限が5年のものを卒業した者 2年</p> <p>(2) 旧専門学校令による専門学校で修業年限が4年のものを卒業した者 医師及び歯科医師にあっては、3年、薬剤師にあっては、1年</p> <p>(3) 旧専門学校令による専門学校で修業年限が3年のものを卒業した者 歯科医師にあっては、4年、薬剤師にあっては 2年</p> <p>4 前2号に該当しない者については、文部科学大臣の定めるところにより、前2号に準じて医師等としての経験年数を加減するものとする。ただし、旧大学令による大学を卒業した後実地修練を経なかった者及びこれと同程度の者として文部科学大臣が指定する者については、この限りでない。</p>

議案第26号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成26年4月23日 提出

八戸市教育委員会

委員長 武 輪 節 子

理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額が定められたことに伴い、年齢階層ごとの補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を改めるためのものである。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和37年八戸市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	「	5,007円	12,935円	を	「	5,024円	13,040円	に改める。
	5,618円	13,634円	5,611円		13,447円			
	6,112円	16,130円	6,104円		16,281円			
	6,527円	18,535円	6,524円		18,834円			
	6,741円	21,911円	6,601円		21,784円			
	6,861円	24,455円	6,708円		24,532円			
	6,479円	24,995円	6,375円		25,376円			
	5,811円	23,171円	5,922円		24,114円			
	4,683円	19,816円	4,723円		19,167円			
	3,950円	14,376円	3,930円		15,001円			
	3,950円	12,935円	3,930円		13,040円			
		」			」			

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成26年4月1日以後に支給すべき理由が生じた長期療養者の休業補償並びに傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）並びに同日前に支給すべき理由が生じた傷病補償年金等で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、同日前に支給すべき理由が生じた長期療養者の休業補償及び傷病補償年金等で同日前の期間について支給すべきものについては、なお従前の例による。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後		改正前	
別表第1 (第1条の2関係)		別表第1 (第1条の2関係)	
年齢階層	最低限度額	年齢階層	最低限度額
25歳未満	5,024円	25歳未満	5,007円
25歳以上30歳未満	5,611円	25歳以上30歳未満	5,618円
30歳以上35歳未満	6,104円	30歳以上35歳未満	6,112円
35歳以上40歳未満	6,524円	35歳以上40歳未満	6,527円
40歳以上45歳未満	6,601円	40歳以上45歳未満	6,741円
45歳以上50歳未満	6,708円	45歳以上50歳未満	6,861円
50歳以上55歳未満	6,375円	50歳以上55歳未満	6,479円
55歳以上60歳未満	5,922円	55歳以上60歳未満	5,811円
60歳以上65歳未満	4,723円	60歳以上65歳未満	4,683円
65歳以上70歳未満	3,930円	65歳以上70歳未満	3,950円
70歳以上	3,930円	70歳以上	3,950円
最高限度額	最高限度額	最高限度額	最高限度額
13,040円	13,040円	12,935円	12,935円
13,447円	13,447円	13,634円	13,634円
16,281円	16,281円	16,130円	16,130円
18,834円	18,834円	18,535円	18,535円
21,784円	21,784円	21,911円	21,911円
24,532円	24,532円	24,455円	24,455円
25,376円	25,376円	24,995円	24,995円
24,114円	24,114円	23,171円	23,171円
19,167円	19,167円	19,816円	19,816円
15,001円	15,001円	14,376円	14,376円
13,040円	13,040円	12,935円	12,935円